

院外処方箋の問合せに関する簡素化プロトコール

独立行政法人国立病院機構 宇都宮病院

【プロトコールに基づく処方変更に係る原則】

1. 問合せ等の簡素化を希望する場合、「院外処方箋の問合せに関する簡素化プロトコール合意書」を提出し、合意書の締結をもって実施される。
2. 合意書を締結した保険薬局名を当院の電子カルテおよびホームページ上に公開することについて、同意ができる。
3. 調剤報酬の算定要件に処方医への問合せ等がある場合、疑義照会なく処方変更できない。
4. 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、疑義照会なく処方変更できない。
5. 処方内に医師のコメントがある場合はコメントを優先すること（「剤形変更不可」「規格変更不可」等）。
6. 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とする。
7. 保険薬局に在庫がないという理由での変更は行えない。
8. プロトコールに基づいた処方変更の際には、服用方法、安定性、価格、加算等に関して患者に十分な説明を行い、同意を得る。
9. 保険薬局での患者の待ち時間短縮や処方医の負担軽減の観点から、院外処方に関する保険薬局からの疑義照会に関して、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたものとして、各項目の対応を認める。
10. 麻薬、注射薬、覚醒剤原料についてはプロトコールの対象外とする。
11. プロトコール以外に関しては疑義照会を行う。
12. 患者に確認して判断できる可能性のある内容は、疑義照会する前に患者に確認する。
13. 判断に悩む場合は、薬局で拡大解釈をせず、必ず疑義照会を行う。
14. 著しく患者へ不利益を与えた場合には、合意書の締結を解除する場合がある。
15. プロトコールに該当する場合でも、処方の修正が必要である等、特に情報提供すべき事項については服薬状況提供書に詳細な内容を記載する。

【別紙】

【プロトコールに基づく処方変更、調剤後の連絡】

処方変更して調剤した場合は、その内容を FAX にて薬剤部に連絡をお願いいたします。電子カルテ内の処方修正が必要と判断した場合には、次回からの処方に反映させます。ただし、一般名処方に基づいて調剤した場合の情報提供書、および後発品医薬品の変更報告書の連絡は不要です。

【プロトコールに関する問い合わせ窓口】

TEL： 028-673-2111 (代表)

FAX： 028-673-2125

受付時間： 9時00分から17時00分（平日のみ）

担当： 薬剤部 調剤主任、副薬剤部長

【疑義照会不要例】

1. 成分名が同一の銘柄変更

（先発医薬品 ↔ 先発医薬品、先発医薬品 → 後発医薬品）間の処方変更が可能

例 1： ジャヌビア錠 50mg → グラクティブ錠 50mg

例 2： ゼロータ錠 300mg → カペシタビン錠 300mg 「○○」

- 先発医薬品間の変更は薬価が同じまたは低くなる場合のみ可。
- 適応症が異なる場合、適応外使用にならないように留意すること。

2. 内服薬の剤形の変更

例 1： ビオフェルミン R 錠 → ビオフェルミン R 散

例 2： アムロジピン OD 錠 5mg → アムロジピン錠 5mg

例 3： ミヤ BM 錠 1回 1錠（粉碎） → ミヤ BM 細粒 1回 0.5g

- 安定性、利便性の向上のための場合のみ可。
- 用法・用量が変わらない場合のみ可。
- 安定性、溶解性、体内動態、服薬状況等を考慮して行うこと。
- 錠剤の粉碎指示に対して散剤の製品がある場合には散剤製品での調剤に変更可。

【別紙】

3. 別規格製剤がある場合の処方規格の変更（含量規格変更不可の処方を除く）

例 1： アムロジピン錠 2.5mg 1回 2錠 → アムロジピン錠 5mg 1回 1錠

例 2： リンデロン VG 軟膏 5g 6本 → リンデロン VG 軟膏 10g 3本

- 適応症が異なる場合、適応外使用にならないように留意すること。
- 1回量（錠数、包数等）が変更になる場合には、特に注意して説明すること。
- 安定性、利便性の向上のための場合のみ可。
- 薬価が高くなる場合は変更不可。

4. 一包化調剤への変更

- 安定性データに留意すること。
- 服用調節する薬がないかなど確認した上で実施すること。
- 外来服薬支援料を算定する場合は、問合せを行い保険医に了解を得ること。

5. 週1製剤等の処方日数の適正化

ビスホスホネート製剤（骨粗鬆症に使用）の週1回あるいは月1回製剤が、連日投与の他の薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例：（他の薬が 28 日分処方の時）

アレンドロン酸錠 35mg(週1回製剤) 1回 1錠 起床時 28日分 → 4日分

- 患者への十分な説明を行うこと。

6. 処方日数とコメントの不一致

「1日おきに服用」や「曜日指定」等連日投与しない指示がされた薬が、連日投与の他の薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例：（他の薬が 28 日分処方の時）

バクタ配合錠 1回 1錠 1日 1回 朝食後（月・金服用） 28日分 → 8日分

- 患者への十分な説明を行うこと。

【別紙】

7. 残薬調整(短縮)

薬歴上継続処方されている薬に残数があるため、投与日数を調整（短縮）して調剤すること

（外用剤の数量変更（減量のみ）も含む）

例 1： マグミット錠 330mg 30 日分 → 16 日分（残薬が 14 日分あるため）

例 2： アンテベート軟膏 0.05% (5g) 3 本 → 2 本（残薬が 1 本あるため）

- すでに処方日数の調整を行っている可能性もあるため、次回受診日を確認すること。
- 薬の削除が必要な場合には疑義照会を行うこと。
- 処方箋における「残薬を確認した場合の対応」において、「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」の項目にチェックがある場合は、疑義照会した上で変更すること。
- 残薬調整に係る算定を行う場合は、処方医に対し照会を行うこと。

8. 日数調整(増量)

処方日数が必要日数に満たないと判断される場合に調整（増量）して調剤すること

例： アムロジピン OD 錠 5mg 3 日分 → 14 日分（次回診察日が 14 日後で不足のため）

- すでに処方日数の調整を行っている可能性もあるため、次回受診日を確認すること。

9. 食前薬の食後投与

医師了解のもとで用法が「食後」で処方されている漢方薬（患者面談で医師が了解していると確認でき、食後投与が妥当と判断された場合）

例： 大建中湯 1 回 2.5g 1 日 3 回 毎食後

令和 4 年 10 月 18 日作成

【別紙】

参考：薬剤師法第 23 条

薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

2 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

院外処方箋の問合せに関する簡素化プロトコール合意書

国立病院機構宇都宮病院と（保険薬局名称）_____は、
院外処方箋における問い合わせの運用について、下記のとおり合意した。なお、保険薬局
の運用においては、患者が不利益を被らないように、十分説明し、同意を得てから行うも
のとする。

記

- ① 院外処方箋に係る個別の当院への同意確認を不要とする項目について
「院外処方箋の問合せに関する簡素化プロトコール」（以下「プロトコール」とい
う。）（別紙）にあげる「合意に基づき疑義照会することなく処方変更を可能とする事
例」については、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意が得られた
ものとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。
- ② 運用開始について
2022 年 11 月 1 日から運用を開始とする。
- ③ 合意内容の変更について
合意内容の変更については、随時行い、最新のプロトコールは、宇都宮病院ホーム
ページ等を確認する。その際、プロトコールの変更時に新たな合意書の締結は行わ
ず、両者から特段の意思表示がない限り、本合意書をもって了承されたものとして取
り扱う。
- ④ 合意解除について
合意解除については、必要時に協議を行うこととする。

以上

施設住所・名称・代表者名

20 年 月 日

住 所： 〒329-1193 栃木県宇都宮市下岡本町 2160

名 称： 独立行政法人国立病院機構 宇都宮病院

代表者： 院長 杉山 公美弥

印

20 年 月 日

住 所： 〒

名 称：

保険薬局コード（7 桁）：

代表者：

印